

平成18年5月16日

「地域密着型金融推進計画」の進捗状況について

武蔵野銀行（頭取 三輪克明）では、17年8月に策定・公表しました「地域密着型金融推進計画」の進捗状況を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

平成17年4月から平成18年3月までの1年間について実績を取りまとめたもので、当行が目指す「地域貢献度No. 1銀行」、「埼玉県民のベストリテールバンク」に向け、殆どの項目でスケジュール通り順調に進捗しております。

特に、重点的に取組んだ項目と実績は下記のとおりです。

記

1. 経営相談・支援機能の強化

法人先に対し相談・情報提供等の支援業務を継続して実施したほか、株式公開予定先に対し証券会社との連携による「市場誘導業務」の取扱いを開始致しました。

＜ビジネスマッチング業務：成約48件、海外進出支援業務：情報提供75件、M&A業務：相談88件（うち成約2件）、企業年金(401k)の導入3社、市場誘導業務：11社＞

2. 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

「無担保且つ第三者保証人不要」で当行スコアリングモデルを活用した融資については、顧客ニーズに対応した新商品の開発を進め、積極的に推進した結果、平成17年度中4,639件、837億円の取扱い実績となりました。（14年3月取扱い開始以降の累計：12商品、20,390件、4,042億円）

3. 事業再生に向けた積極的取組み

本部専担部署と営業店が連携の上、「経営改善計画」の策定支援など、個別企業ごとに肌目細かな再生支援を実施した結果、数値目標に対する実績は以下のとおりとなりました。

＜数値目標＞

債務者区分のランクアップ先数	目標：300先（17・18年度の2年間累計） 実績：161先（17年4月～18年3月）
不良債権比率	目標：3%未満（19年3月末） 実績：3.21%（18年3月末、17年3月末比△0.61%）

平成15・16年度のいわゆるリレバン計画期間中に本部支援態勢を整備したことに加え、同期間中に培ったノウハウが銀行全体に浸透されたことにより、本部・営業店での取り組み姿勢が一層向上し、各項目の成果につながりました。今後もこうした取り組みを継続することにより、地元経済の発展・活性化やお客さまの満足度向上に向け努力していく所存であります。

以上

報道機関からのお問い合わせ先
総合企画部 黒須・当麻
TEL048 (641) 6111 (代) 内線624・625



平成18年5月16日

地域密着型金融推進計画の進捗状況

平成17年4月～18年3月

武蔵野銀行

目次

I. 地域密着型金融推進計画の進捗状況の概要	1
II. 「地域密着型金融推進計画」の個別項目毎の進捗状況	5
III. 経営改善支援への取組み	17

I. 地域密着型金融推進計画の進捗状況の概要

1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

(1) 進捗状況

創業・新事業支援、経営相談、事業再生、新たな金融手法等に関するそれぞれの専担部署において外部専門機関との提携や産学連携(大学教授との帯同訪問等)を含めた一層の体制強化・高度化を進めております。

さらに、事業再生支援や各種経営相談への対応、多様な資金調達手法の提供などに関して、行員個々人のスキルアップと組織内のノウハウ蓄積に向け、行内研修の開催や地銀協等外部講座への派遣などを実施致しました。

《経営相談支援》

M&A、ビジネスマッチングや企業年金(401K)などの既存業務の高度化が図られたほか、直接金融による資金調達を指向する先には、証券会社との連携による「市場誘導業務」を開始するなど、それぞれの企業のニーズに合わせたコンサルティング活動を展開しております。

項目	M&A	ビジネスマッチング	企業年金(401K)	海外進出支援	市場誘導業務
実績(17年度)	案件相談88件、成約2件	成約48件	導入支援3社	情報提供75件	証券会社への紹介11社

《中小企業金融の円滑化》

担保保証に過度に依存しない融資の推進のため、無担保且つ第三者保証人不要の「スコアリング商品」を相次いで開発、発売いたしました。(個人事業主向け「個人キャラクター保証ファンド」〈6月〉「借換ファンド」〈9月〉「オリックス保証付ポプラ」〈10月〉「スーパー企業力」〈18年1月〉)

また「県内優良先向け特別制度融資」に「財務制限条項付融資」を導入するなど、地元企業への資金提供手段を一層充実致しました。

	16年3月末	17年3月末	17年9月末	18年3月末
スコアリング商品合計(累計件数)	(9,821)	(15,739)	(18,218)	(20,390)
累計実行金額<億円>	2,072	3,201	3,631	4,042

《新たな金融手法》

シンジケートローンのアレンジャー業務(案件組成)を開始したほか、ノンリコースローンの私募ファンドへの融資を実行、さらには地元自治体のPFI事業にも積極的に参画するなど新たな金融手法への取組みを更に活発化させております。

《事業再生支援》

本部専担部署「企業経営支援室」と営業店が連携の上、「経営改善計画」の策定支援、M&Aや会社分割を含めた財務面や経営面のアドバイスなど個別企業ごとに再生支援を実施しております。

「経営計画策定支援システム」を活用した再生支援である「企業診断・中長期経営計画」の作成につきましては、17年度上期は353先、下期は234先に対して実施いたしました。

また、中小企業再生支援協議会や県内金融機関と連携した「埼玉中小企業再生ファンド」を組成（17年11月設立）したほか、同協議会や政府系金融機関、信用保証協会との連携をさらに強化いたしました。

これらの取組により、債務者区分のランクアップや不良債権比率において、当初計画どおりの成果が得られております。

＜数値目標＞

【ランクアップ先数】

	計画期間目標 17年4月～19年3月	17年4月 ～9月	17年10月 ～18年3月	計	達成率
ランクアップ先数	300	75	86	161	53.7%

【開示不良債権比率】

	19年3月目標	17年3月末	17年9月末	18年3月末
不良債権比率（再生法ベース）	3%未満	3.82%	3.52%	3.21%

（2）進捗状況に対する分析・評価

新商品・サービスの開発、外部との連携を含めた経営支援や情報提供の高度化に前向きに取り組んだ結果、全体として順調に進捗し、行員のレベルアップも着実に図られてきております。

また、顧客への説明態勢の整備や苦情処理機能の強化に関しても、マニュアルの高度化から営業店現場への周知徹底まで、計画通りに進捗しております。

今後も高付加価値かつ顧客満足度の高い、当行独自のビジネスモデルの確立を目指して参ります。

2. 経営力の強化

(1) 進捗状況

《ITの戦略的活用》

ITの活用に関しましては、本年1月、大きな経営課題でありました「じゅうだん会地銀共同版システム」への移行を無事完了いたしました。特に大きなトラブル等もなく、スムーズな移行であったと評価しております。システム移行に伴いまして、参加各行との連携強化や、行内調整等のための専門組織「共同化推進室」を総合企画部内に新たに設置しております。

また、近年多発している「偽造キャッシュカード問題」にも万全を期すため、各種未然防止策を講ずるとともに、18年2月からICカードの発行及びICカード対応ATMへの順次切替えを実施しております。

《リスク管理態勢の充実、ガバナンスの強化》

内部管理体制に関しましては、バーゼルⅡ対応について当行の方針を決定し、プロジェクトチームの発足等体制を整備致しましたほか、財務諸表等に関する内部統制につきましても、外部コンサルタントの知見も得て、行内の体制強化、知識・ノウハウの高度化を図っております。

《その他の経営力強化項目》

収益管理態勢の整備や法令遵守態勢の強化に関しましても、概ね順調に進捗しております。

(2) 進捗状況に対する分析・評価

当面の課題でありました共同版システムへの移行を完了したほか、バーゼルⅡや内部統制に関する行内体制を整備するなど、当初の計画通り順調に進捗していると評価しております。

今後は、共同版システム参加各行との連携を十分図りつつ、システムのレベルアップを図るとともに、収益管理体制、内部管理体制の高度化に向け、積極的に取り組んでいく方針であります。

3. 地域の利用者の利便性向上

(1) 進捗状況

《地域貢献に関する情報開示》

財務内容や地域貢献の状況などに関する情報開示につきましては、地域の利用者にわかりやすくタイムリーな情報提供を継続的に行うことが必要であると考え、記者会見やディスクロージャー誌等により、詳細な情報開示を行ったほか、ホームページを利用し易くするための抜本的リニューアルを実施しました。

《地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立》

地域の利用者から寄せられた意見、提言、苦情等を専担部署で取りまとめ、主要会議等での対応策を協議、役員に報告し、事後の施策に活かすなど、顧客ニーズに則した対応を実施いたしました。

《地域再生推進のための各種施策との連携等》

地域再生推進につきましては、新たに区画整理組合（22先）と保留地担保に係る協定を締結し、保留地購入者の資金支援を実施しました。また、浄水場や図書館・ホール等の地域の公共施設に関するPFI事業に対しましても、融資契約を締結するなど、積極的に取り組んでおります。

（2）進捗状況に対する分析・評価

情報開示に関する検討結果を反映した対応を実施したほか、利用者の要望等の施策への反映、さらには地域再生推進に関しましても、上記のとおり区画整理事業における県内主要組合との協定やPFI事業における融資契約締結など、概ね順調に進捗していると評価しております。

これ以外にも、環境に配慮した家作りを応援する「エコハウスローン」の取扱いを始めたほか、埼玉県に対して障害者用のバスを寄付するなど、地域貢献に努めてまいりましたが、引続き利用者の利便性向上、地域経済への貢献に向け、積極的に取り組んでいく所存であります。

以 上

II. 「地域密着型金融推進計画」個別項目毎の進捗状況

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
事業再生・中小企業金融の円滑化	(1) 創業・新事業支援機能等の強化			
	ベンチャー企業向け業務の外部機関との連携等			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投融資ファンドの積極的な取扱いや、政府系金融機関との連携により、今後成長が見込める企業の資金需要に対して様々な調達手段を提供。 ・ こうした取組みにより、成長性の高い企業を育成し、地域経済活性化に貢献していく方針。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投融資ファンドの推進。 ・ 成長企業の情報収集と支援活動。 ・ 政府系金融機関との連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記取組みを継続。 ・ 新たな投資ファンドの組成を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ むさしの地域活性化ファンド（投資ファンド）11件 248百万円の投資決定（審査中6件 100百万円）。 ＜15年12月取扱い開始以来の累計16社 348百万円＞ ・ 国民生活金融公庫へ案件取次（2件）。 ・ 日本政策投資銀行と地域経済活性化の意見交換、案件相談実施（1件）。 ・ 中小企業金融公庫との取引先同行・案件相談実施（1件）。 ・ 成長企業の支援活動推進のため企業訪問を実施（293件）。
	産学官のさらなる連携強化等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官の連携を強化するほか「産業クラスターサポート金融会議」等を通じて、地域特性を踏まえた高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業を育成すべく取組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県創業・ベンチャー支援センターや埼玉県中小企業振興公社等公的機関との連携。 ・ 県内工科系大学との連携による取引先の技術ニーズ支援（埼玉大学助教授との帯同訪問等）。 ・ 中小企業基盤整備機構との連携。 ・ 産業クラスターサポート会議への参画。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記取組みを継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県創業・ベンチャー支援センターと「彩の国ベンチャーマーケット」を共催（8月）。 ・ 中小企業振興公社と展示商談会「彩の国ビジネスアリーナ2006」を共催（2月）。 ・ 東洋大学・埼玉工業大学と業務提携締結。 ・ 取引先と大学のビジネスマッチングを実施（東洋大学4件、埼玉大学1件）。 ・ 大学教授と取引先への同行訪問を実施（3社）。 	
融資審査態勢の強化				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資審査能力の向上のため、通信講座、各種研修会の実施や本部審査部門での融資審査トレーニーの実施、業種別審査態勢の整備を通して、創業・新事業支援のための機能強化を図っていく。 ・ 業種別新規開拓専任者制を拡充、業種毎の専門的な知識を習得し、企業に対する「目利き」能力向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別審査態勢の整備・強化。 ・ 通信講座の推奨、各種研修会の実施。 ・ 地方銀行協会等専門講座への派遣。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記取組みを継続。 ・ 本部審査部署における融資審査トレーニーの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別新規開拓専任者として「医療・福祉チーム」（4月）、「事業金融チーム」（10月）を法人部内に新設。18年4月から事業金融チームを3名に増員するとともに「環境関連チーム」を新設。 ・ 業種別審査の運用を継続実施。 ・ 通信講座175名受講、休日セミナー（企業観相研修会）31名参加、地方銀行協会5講座へ11名派遣。 	

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
事業再生・中小企業金融の円滑化	(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化			
	①取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化			
	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な情報の収集・蓄積、高度な相談にも対応できるスタッフの充実、外部機関との提携等を進め、地元中小企業の経営強化・地域経済活性化に向け、経営相談・支援機能の強化に取り組んでいく方針。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の取組みの見直しと機能強化に向けた推進検討。 ・取引先企業のニーズや情報の収集・蓄積と把握。 ・顧客ニーズに応じたコンサルティングの実施。(ビジネスマッチング等の情報提供や海外進出支援、M&A等) ・セミナー参加等による本部担当者のスキルアップ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組みを継続。 ・前年度の取組みの検証に基づく推進態勢の再検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社との連携による「市場誘導業務」の取扱いを11月開始(実績11件)。 ・法人コンサルティングサービス(海外進出支援、M&A、法人FP)については帯同訪問による提案を継続実施。 ＜海外進出支援業務:取引先訪問133件、情報提供75件、M&A業務:案件相談88件、成約2件、ビジネスマッチング業務:成約48件＞ ・企業年金(401K)の新たなプラン(企業総合型)を取扱い開始(5月)。 ・企業年金(401K)の導入3社、内定1社。 ・本部担当者のスキルアップを目的に各種セミナーに参加。
②要注意先債権等の健全債権化に向けた取組みの強化及び実績の公表				
<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の不良債権の新規発生防止と再生支援に向けた取組みを一段と強化し、地域経済の安定化に貢献する方針。 ・具体的には企業経営支援のサポート機能を強化するために、本部専担者・営業店担当者のさらなる能力・スキルの向上を図りつつ、より抜本的な経営改善に向けての支援を強化し、要注意先債権等の健全化及び不良債権の新規発生防止に努める。 ・実績については積極的に公表するとともに公表内容の拡充について検討していく方針。 <ul style="list-style-type: none"> ・19年3月末不良債権比率目標:3%未満 ・支援対象先の債務者区分ランクアップ先数目標:2年間累計300先 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店が選定した支援対象先について本部専担部署による取組み状況の検証。 ・中小企業再生支援協議会、政府系金融機関、外部コンサルタントとの連携、各種機能の活用。 ・「経営計画策定支援システム」の一層の活用。 ・キャッシュフロー重視のモニタリング強化。 ・実績公表、公表内容の拡充検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組みを継続。 ・公表内容の拡充検討、実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店担当の経営改善支援対象先715先に対する取組み方針の検証実施。 ・支援システムを活用した再生支援「企業診断・中長期経営計画」の作成587先。 ・本部専担者の営業店への臨店頻度を増やし、モニタリングの強化に取り組んでいる。 ・継続的な実績の公表、公表内容の拡充検討。 <p>支援対象先571先のうち161先の債務者区分がランクアップ 18年3月末不良債権比率 3.21% (17年3月末比△0.61%)</p> <p>＜関係機関との連携並びに活用は「(3)事業再生に向けた積極的取組み」に記載＞</p>	

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
事業再生・中小企業金融の円滑化	(3) 事業再生に向けた積極的取組み			
	事業再生に向けた積極的取組み			
	<ul style="list-style-type: none"> 「事業再生」に関しては地域金融機関として、経営をどう立て直していくかを取引先とともに考え、支援していくことが最優先すべき課題と認識。 このような認識のもと体制強化を図っているが、着実に実績が上って来ており、今後もノウハウの行内共有化を図りつつ、引き続き様々なスキームやチャネルを駆使して再生支援の早期実現に向けた積極的取組みを行う方針。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象先の選定、支援策の検討。 中小企業再生支援協議会、政府系金融機関、埼玉県信用保証協会との連携強化等による再生支援。 D I Pファイナンス等の活用拡充検討。 整理回収機構の再生機能の活用検討。 サービサー・ファイナンス会社との連携強化。 「地域中小企業再生ファンド」組成への出資検討(中小企業再生支援協議会、県内金融機関と連携)。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象企業の洗い替え。 左記取組みの継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象先の選定、営業店支援策の検証・指導の実施。 中小企業再生支援協議会、政府系金融機関、埼玉県信用保証協会との連携による支援実施。 <再生支援協議会> 2件 <中小企業金融公庫> 1件 <埼玉県信用保証協会> 35件 E X I Tファイナンスの取扱い1件。 中小企業再生支援協議会・中小企業基盤整備機構・埼玉県信用保証協会・県内金融機関と連携し、「埼玉中小企業再生ファンド」を設立(11月)。
再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進				
<ul style="list-style-type: none"> 事業再生支援の取組み事例を取り纏め、顧客了承のもと可能な限り情報開示を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生支援実績の公表。 事業再生成功事例集や企業再生マニュアルの作成検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記取組みの継続。 事業再生成功事例集や企業再生マニュアルの開示検討、実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生支援実績の公表。 「事業再生成功事例集」、「企業再生マニュアル」の作成に着手。 	

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
事業再生・中小企業金融の円滑化	(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等			
	①担保・保証に過度に依存しない融資の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・リレバン期間中に得たノウハウを生かし、地域の中小企業等に円滑な資金供給を行うため、スコアリング商品を中心とした担保・保証に過度に依存しない融資への取組みをさらに積極化する。 ・また、企業の将来性や技術力に着目した融資手法の検討や信用リスク管理の高度化など、手法を拡充していく。 ・包括根保証は、既存分の見直しを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スコアリングモデルを活用した商品の拡充、スコアリングモデルの更改。 ・財務制限条項、知的財産権担保・動産担保及び債権譲渡担保活用のための手法検討。 ・与信先管理制度の改定等、ローンレビュー（貸出後の業況把握）の徹底。 ・信用リスクデータベースの整備・充実・活用。 ・既存包括根保証の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組みを継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県制度融資「スーパーサポート資金」（スコアリング商品）取扱い再開（4月）。 ・スコアリング商品を拡充（4商品）。 ＜個人キャラクター保証ファンド（6月）、借換ファンド（9月）、ポプラ（10月）、スーパー企業力（1月）＞ ・スコアリング商品（11商品）の実行実績4,639件 837億円。 ・スコアリング商品に関する県内商工会議所等（24先）との提携。 ・財務制限条項付融資商品を10月取扱い開始（実績33件62億円） ・埼玉県「中小企業の資金調達手段多様化に関する検討会」への参画。 ・与信先管理制度について、システム共同化移行後の態勢を検討開始。 ・信用リスクデータの蓄積と地銀協共同データとの比較分析を継続実施。 ・既往個人包括根保証徴求先について、極度付根保証への切替え等、順次見直しを実施。
②中小企業の資金調達手法の多様化等				
<ul style="list-style-type: none"> ・一括決済業務、ノンリコースローン等、新たな金融手法の研究をさらに進めるとともに、外部機関と提携し、ノウハウの蓄積・高度化を図る。 ・また、本部担当部署の増員も含めた体制面の強化を実施し、地域の中小企業に対して多様な資金調達手段の提供を行っていく方針。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンジケートローン案件組成（協調アレンジ及び単独アレンジ）。 ・ノンリコースローンへの取組み強化、個別案件の発掘。 ・一括決済業務ニーズ先の案件発掘と推進強化。 ・本部担当部署の機能強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組みを継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンジケートローン案件組成（9月）（協調アレンジ1件、30億円実行、案件発掘4件） ・ノンリコースローン実行、案件発掘（5件、114億円実行、案件発掘2件） ・一括決済業務の案件発掘（導入決定1件） ・本部担当部署として法人部内に「事業金融チーム」を新設（10月）、18年4月から3名へ増員し機能強化。 	

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
事業再生・中小企業金融の円滑化	(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化			
	①顧客への説明態勢の整備			
	<ul style="list-style-type: none"> 各種手順の規定化や顧客がより理解しやすい説明態勢を構築するための説明資料の作成等を実施。 規定したルールの遵守徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客説明資料及び説明プロセスを主体としたマニュアル等の制定。 説明実施に係るチェック態勢の整備（詳細な説明記録票の制定等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 制定した顧客説明資料及びマニュアルの運用に係る研修、指導。 説明実施に係るチェック態勢の運用状況の検証。 	<ul style="list-style-type: none"> 「顧客説明資料」及び「与信取引説明マニュアル」を作成（11月運用開始）。金利スワップローンは、商品内容・リスクを平易に解説した専用の顧客説明資料を作成。 説明実施に係るチェック機能を万全とするため「説明記録票」を作成（11月運用開始）。 融資課長研修会等において上記制定マニュアル等の運用を徹底。
	②相談苦情処理機能の強化			
<ul style="list-style-type: none"> 融資取引に関する相談苦情への対応ルール、手順等をより明確化し、処理機能の強化を図る方針。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情事例のフィードバック。 要因分析と再発防止策のさらなる強化。 本部監査による苦情対応状況の検証。 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」へ寄せられた相談苦情に対する対応ルールの明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情事例のフィードバック。 要因分析と再発防止策のさらなる強化。 本部監査による苦情対応状況の検証。 	<ul style="list-style-type: none"> 半期ごとの営業店への苦情事例のフィードバックを継続実施。 本部監査による苦情対応状況の検証実施。 「本部法令遵守担当者会議」を通じ、融資取引に関する相談苦情等を一元的に集約・分析する仕組みを検討。 「融資案件否決・取下げ記録簿」を改定し、理由・経緯等の記録・管理を徹底。 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」へ寄せられる相談苦情の対応ルートを明確化。 	

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
事業再生・中小企業金融の円滑化	(6) 人材の育成			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業店担当者を中心に、事業の将来性を見極める能力、経営支援・相談に応える能力を涵養する。 ・ また、事業再生については、本部専担者のレベルアップを図るなど、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた能力向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日セミナーを含む各種行内研修会の開催。 ・ 通信講座の推奨。 ・ 地方銀行協会等、外部講座への派遣。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記取組みを継続。 ・ 融資トレーニーの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日セミナーを3講座(金融検査マニュアル別冊講座、企業観相研修会、法人取引スキルアップ研修会)、延べ5回開催(参加人員計245名)。 ・ 通信講座2講座175名受講。 ・ 地銀協専門講座5講座へ11名派遣。

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
経営力の強化	(1) リスク管理態勢の充実			
	①新自己資本比率規制（バーゼルⅡ）対応			
	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率算出方法の精緻化に向け、信用リスク計測手法（標準的手法・内部格付手法）の対応策を検討するとともにオペレーショナルリスクを含めたリスク算定の態勢を整備する。 リスク管理の高度化及び情報開示拡充に向け、信用リスク管理の高度化を図るとともに、情報開示に係る態勢を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率規制対応の具体的方向性（採用手法）の決定。 「自己資本比率算出方法の精緻化」、「リスク管理の高度化」、「情報開示拡充」に関する具体的な対応項目の抽出。 リスク管理に関する情報開示（自己資本比率とその内訳、各リスク量とその計算手法等）の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスク標準的手法への対応（情報収集、処理方法の確定）を行うとともに、将来的な信用リスク内部格付手法採用に向けた対応（行内態勢、格付制度等の見直し）を検討する。 自己資本比率算出のためのシステム対応。 リスク管理に関する情報開示（自己資本比率とその内訳、各リスク量とその計算手法等）の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率規制対応の具体的方向性（採用手法）を決定。 信用リスク：標準的手法（行内態勢を整備次第、基礎的内部格付手法へ移行） オペレーショナルリスク：基礎的指標手法 本部専担者によるプロジェクトチームを組成（18年4月現在3名）するとともにコンサルタント会社を選定、契約締結するなど、推進態勢を整備（2月）。
②信用リスク管理の高度化				
<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクデータベースの一層の整備・充実。 信用格付モデルの更改を検討。 ポートフォリオ管理基準の策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスク情報統合システムへのデータ蓄積及び共同データと自行データのさらに精緻な比較分析の実施。 格付モデル更改の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスク情報統合システムへのデータ蓄積及び共同データと自行データのさらに精緻な比較分析の実施。 格付モデル更改の具体化。 的確なポートフォリオ管理のための管理基準の策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクデータの蓄積、当行データと地銀協共同データとの比較分析を継続実施。 現状の信用格付モデルの検証を実施。 	

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
経営力の強化	(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上			
	<ul style="list-style-type: none"> 収益管理態勢の整備に向け、システム面は総合採算システム導入の過程で整備、また、体制面はシステム共同化移行後に見直しを実施していく方針。 信用リスクに見合った金利設定を行っていくための体制整備。 	<ul style="list-style-type: none"> システム共同版総合採算システムの導入。 業績評価、ALM運営手法、信用コスト管理等の見直し。 リスクに見合った金利設定のための内部基準の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> システム共同版総合採算システムの定着。 総合採算管理体制の確立。 個人向け信用コストの導入。 リスクに見合った金利設定のための内部基準の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年1月からシステム共同版総合採算システムを導入。 現行システムと共同版システムとの差異分析実施。 業績評価、ALM運営手法、信用コスト管理等の見直しは今後の継続課題。
(3) ガバナンスの強化				
	<ul style="list-style-type: none"> 内部管理体制を整備し、有価証券報告書等において財務内容の適正性について確認を行うなど、ガバナンスの強化に努める。 18年3月期より証券取引法上の「確認書」を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 17年3月期分の有価証券報告書に東京証券取引所適時開示規則に基づく「有価証券報告書等の適正性に関する確認書」を添付。 有価証券報告書等記載内容の点検・確認項目を確定。 行内各部の内部確認制度の構築。 監査部による検証体制の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年3月期分の有価証券報告書に証券取引法上の「確認書」を添付。 内部確認制度、行内検証体制のレベルアップを図り、財務内容の適正性の確認体制を確立。 	<ul style="list-style-type: none"> 17年3月期有価証券報告書について東京証券取引所適時開示規則に基づく「有価証券報告書等の適正性に関する確認書」を提出。 有価証券報告書等記載内容の点検・確認項目を確定。 内部統制システム構築のための行内勉強会を開催（10月、約60名参加）。 財務報告に係る内部統制システム構築（監査部による検証含む）に向け、コンサルティング会社と契約締結（12月）。18年3月期の「確認書」作成に向けた具体的作業を実施。

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
経営力の強化	(4) 法令等遵守態勢（コンプライアンス）の強化			
	① 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等			
	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検や本部監査の内容を拡充するとともに、継続的に研修を実施することにより各人のコンプライアンス意識を向上させ、不祥事件等の未然防止態勢を充実させていく方針。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検の継続実施。 監査部監査を通じた法令遵守状況等の検証手法の充実。 コンプライアンス意識醸成のための研修等強化。 内部管理担当部署連絡会の継続開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記取組みを継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業店全行員が半期ごとのコンプライアンス自己点検を継続実施。 監査部の監査マニュアルを改正し、法令遵守状況の検証手法を充実(4月)。 内部管理担当部署連絡会の継続開催。 <教育・研修は(4)②「適切な顧客情報の管理・取扱い」に記載>
	② 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保			
<ul style="list-style-type: none"> 顧客情報の取得、データ処理を行っていく各段階で安全管理措置を浸透させ、より一層、顧客情報の適切な管理・取扱いを行う方針。 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客データ管理に係る細則、手順書等の見直し。 還元資料の通知方法、保存期限等の見直し。 個人情報の開示、訂正、削除等、法の求める顧客対応の定着化。 外部委託先管理態勢の整備充実。 安全管理態勢の検証実施とフィードバック。 従業員に対する教育、研修の継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記取組みを継続。 システム共同化を踏まえた態勢面の見直し。 本部各部が所管する個人データ資料の管理台帳について、適宜見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護規程」、「顧客情報漏洩事案等に対する規則」等、顧客データ管理に係る規定、細則の制定。 還元資料の一部廃止を実施。18年4月からコムフィッシュ等本部集中保管体制を構築。 法の求める個人情報管理体制を強化するため、行内LAN等を利用して営業店への周知徹底を実施。 外部委託先との契約内容の見直し及び委託先管理台帳の整備を実施。 監査部、事務部による顧客情報管理状況の検証実施。 情報管理の再徹底を目的とした臨時支店長会議を開催(8月)。 「個人情報ハンドブック」を全部店に配布、全店統一ビデオ研修(個人情報保護法の対応)実施。 システムセキュリティ面では情報漏洩防止ソフトウェアを導入。 	

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
経営力の強化	(5) ITの戦略的活用			
	<ul style="list-style-type: none"> ・新システム移行への準備と移行後の早期定着化に万全を期すと同時に、移行に伴う顧客負荷の極小化及び利便性の維持に傾注。 ・顧客保護の観点からキャッシュカードの不正使用防止を目的としたシステム投資を行うとともに、新システムの戦略的活用や投資のさらなる適正性の確保に向けた取組みを検討する方針。インターネットバンキングの不正使用等に対する安全対策を検討する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システム移行作業、移行に伴う行員教育の実施。 ・インターネット取引の安全対策と高度化の検討、実践。 ・顧客データベースの拡充。 ・ICカード導入。生体認証機能付カード導入の検討。 ・新システムによる業績評価の見直し検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客データベースの高度化検討。 ・業績評価の見直し、精度向上。 ・IT投資評価スキームの検討(投資前及び投資後の有効性・効率性の検証)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システム移行作業、移行に伴う行員教育を実施、18年1月「共同版システム」へ移行完了。 ・18年4月に総合企画部内に「共同化推進室」(3名)を新設し、新システムを推進する体制を整備。 ・インターネット取引の安全対策のためホームページに「注意喚起文」掲載。また、インターネットバンキング利用者に対して口座から振込金が引き出された場合、「電子メール通知サービス」を実施し、確認を励行。 ・インターネット取引の高度化を目指し、セグメントした対象者へのセールスメールを導入。 ・18年2月からICカードの発行、ICカード対応のATM機の導入を実施。

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
地域の利用者の利便性向上	(1) 地域貢献に関する情報開示			
	<p>これまでの2年間の結果を勘案しつつ、利用者をはじめ関係部署、営業店などの意見を参考にしながら、開示方法・項目に関する見直し・充実を図る。</p> <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域への資金提供方法が、利用者からより理解されるよう開示内容、媒体の活用方法・啓蒙活動の見直しを図る。 利用者からの頻度の高い質問や相談等の回答事例を作成し、ホームページ等で公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示項目、説明方法等に関する具体策検討。 利用者からの意見収集と「よくある質問」等のホームページコンテンツの検討、開設。 地域貢献に関する情報開示の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者からの意見等を情報開示に反映。 「よくある質問」等のホームページコンテンツの充実。 地域貢献に関する情報開示の一層の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献に関する情報開示をディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌、ホームページで実施。 17年9月期ミニディスクロージャー誌、ホームページにおける地域貢献に関する情報開示項目の拡充。 「利用者からのよくある質問」及び「地域密着型金融推進計画への取組み」をホームページに開設。
(2) 地域の利用者の満足度を重視した経営の確立				
<ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施と分析により、顧客ニーズを正確に把握し、さらに良質な商品・サービスの提供に資する方針。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの対象先、調査項目等検討。 アンケートの実施、分析による顧客ニーズの把握。 店舗移転、新規出店による営業拠点の拡充。 Eメール配信によるサービス・商品情報の提供検討。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果に基づく具体的施策の検討。 Eメール配信によるサービス・商品情報の継続的提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の営業店備付アンケート「お客様の声カード」等により顧客ニーズの分析を実施。 顧客利便性を目的に県内店舗ネットワークの再構築を検討。 店舗移転2ヶ店、新規出店1ヶ店、統廃合決定1ヶ店。 インターネットを通じ、セグメントした対象者へのセールスメールを導入。また、インターネットのローン商品比較専用サイトに商品情報（無担保ローン商品）を提供。 	

大項目	項目	具 体 的 取 組 み		進捗状況
	取組み方針・目標	17年度	18年度	18年3月末現在
地域の利用者の利便性向上	(3) 地域再生推進のための各種施策との連携等			
	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な情報収集に努め、事業の妥当性を見極めつつ積極的に支援する方針。 ・県内事業案件は、基本的に全て参加活動を展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内区画整理事業案件の情報収集、関与案件の拡充。 ・県内地公体のPFI取組み状況の把握、シェアイン活動推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組みを継続。 ・外部有力機関との連携強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区画整理事業組合との融資取扱いに関する協定書締結 22 件。 ・県内PFI事業へシェアイン活動実施（18年4月まで2件融資契約締結）。

Ⅲ. 経営改善支援への取組み

1. 体制整備状況

- ・15年4月に組織を再編し、「融資部」を「融資第一部」と「融資第二部」に分離、経営改善支援は「融資第二部」が所管するとともに、従来からの「企業経営支援チーム」を「企業経営支援室」に格上げ、その後リレバン期間中・本計画期間を通じて担当者のノウハウの蓄積をはじめ、一段と態勢を強化しております。
- ・本部・営業店一体となって、個別取引先の実態に即した「経営改善計画」の策定支援、M&Aや会社分割を含めた財務面や経営面のアドバイスなど、個別企業ごとに再生支援に取り組んでおります。
- ・政府系金融機関、外部コンサルタント等との連携、「中小企業再生支援協議会」の活用等を通じて再生支援の実効性確保に努めております。
- ・さらに、17年度は埼玉県信用保証協会の再生支援専門部署「企業支援グループ」と連携し、埼玉県制度融資「企業パワーアップ資金」の活用による支援を新たに開始しました。
- ・17年11月には中小企業再生支援協議会、県内金融機関等と連携し、「埼玉中小企業再生ファンド」を設立しました。

2. 政府系金融機関等との再生支援連携実績

連携先	17年度実績
中小企業金融公庫	1件
埼玉県中小企業再生支援協議会	2件
埼玉県信用保証協会	35件

3. 債務者区分のランクアップ

○経営改善支援による債務者区分のランクアップ実績

(詳細は「経営改善支援の取組実績参照」)

	対象先数	ランクアップ先数	比率
17年度	571	161	28.2%

※17年度債務者区分ランクアップ先数目標 150先に対する達成率 107%

4. 再生支援の事例

【再生支援協議会等との連携による再生事例】

①支援先の状況

- ・バブル期に銀行借入による株式投資の失敗や主要取引先の内製化を要因として、減収・減益、財務内容も悪化していた。
- ・主要取引銀行はサービサー等へ債権売却したことにより、主要取引銀行が不在の状況となっていた。

②再生支援の連携

- ・中小企業再生支援協議会主導の下、5金融機関（地元金融機関及び政府系金融機関）が協調支援を決定。

③基本スキーム

- ・関連子会社の再編整理及び遊休不動産売却による借入金圧縮
- ・ファンドによるサービサー等からの債権買取
- ・ファンドへの一括返済資金を金融機関が新規融資

④金融面での支援

- ・金融機関（当行含む地元金融機関及び中小企業金融公庫）による一括返済資金、運転資金の融資取扱い。

⑤成果

- ・再生支援により、主要取引先からの安定受注・売上を確保。

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 武蔵野銀行

【17年度(17年4月～18年3月)】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち		
			経営改善支援取組み先 α	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ
正常先		18,006	13		12
要注意先	うちその他要注意先	2,321	409	129	263
	うち要管理先	236	78	19	54
破綻懸念先		493	54	11	35
実質破綻先		221	15	2	12
破綻先		47	2	0	2
合計		21,324	571	161	378

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は17年4月当初時点で整理。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 武蔵野銀行

【17年度下期(17年10月～18年3月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先 α	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	
正常先	17,652	13		12	
要注意先	うちその他要注意先	2,408	352	72	272
	うち要管理先	211	66	7	58
破綻懸念先	495	49	6	41	
実質破綻先	274	14	1	12	
破綻先	61	2	0	2	
合計	21,101	496	86	397	

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は17年10月当初時点で整理。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。